

令和4年8月19日

課名：建築都市部建築指導課

内線：4678

直通：092-643-3719

担当：佐藤、野田

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者

所在地：大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル

商号又は名称：(株)浅沼組

2 指名停止の期間

令和4年8月19日～令和5年2月18日（6カ月間）

3 事実概要

(株)浅沼組は、千葉県市川市発注の公共工事に関し、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で社員が逮捕された。

4 指名停止の理由

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第9号に該当することから、指名停止6ヵ月とする。

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2

措置要件	期間
9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上12ヵ月以内